

家電リサイクルの仮置きについて

平素は弊社管理住宅にお住まいいただきまして、誠にありがとうございます。

- 弊社では貸室に備えた家電リサイクル4品目（主にエアコン）につき家電リサイクル法に基づき家電リサイクル券での適正な処分を行います。

（ご入居者様所有の家電リサイクル品はお買い求めの小売店で処分をお願いします。）
- 廃棄物の家電を一時的に建物敷地内（建物側面・裏面）に排出後数日間仮置きする場合があります。
- 排出する廃棄物には家電リサイクル品である旨の表記を致します。危険防止の為、廃棄物には触らないでください。

その他、ご不明な点がございましたら本サイトのお問合せフォームをご利用ください。

安心・安全で快適な共同生活のために、

何とぞご理解とご協力の程、よろしく願いいたします